

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問3（個）第1号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和3年1月21日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条の規定により、実施機関に対し、次の保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- ・ 請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の件名又は保有個人情報の内容

2013年3月22日付け《準備書面》に記載をしている内容等に係り、①第1【焦点・争点】について、②第2【反論の趣旨】について、③第3【処分行政庁の準備書面（第8）に反論する】について、④第4【反論する論拠、すなわち「法的根拠・事由と背景及び教育行政の手續問題、さらに情報公開問題等】について、⑤2013年3月22日付け《準備書面》を既に廃棄している場合、その内容と同類・同様・同質の不信・疑念・疑惑等に対し引継事項となすなどによって、反論・主張・見解及び教育制度並びに法的根拠などをあげて回答・対応等できうる事項について、に対して主張等としてきた論拠・法的根拠等の分かる一切の資料等

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる保有個人情報を作成又は取得していないとして、条例第11条第3項の規定により、自己情報不存在の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年2月15日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年3月5日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

実施機関による本件処分は、「不当・不正・不法であり違憲性・違反性・違法性をはらむ」とする情報公開審査会・個人情報保護審査会による「審査・解釈・判断・裁決」を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書等で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求に対する本件処分に係り「自己情報不存在通知書」の処分の問題性ないしは違憲性・違法性・違反性があるか否かに係り、「保有個人情報を保有していない」とする実施機関の処分にあつて、(一)「なぜ当局が保有していないのか」、(二)「あるいは他の機関・例えば県人事委員会に移送・委任したことによるのか」、(三)「「…保有していない」経緯などを明らかにすること」、(四)「個人情報保護条例違反であるか否か」、(五)「その上で「自己情報不存在」としてきた行政の不作为ではないか」、それぞれについて求める。
- (2) 「保有個人情報を保有していない」とする理由において、「作成又は取得していないため」としているが、2013年3月22日付け《準備書面》に対して、「本県は主張していない」ゆえに「作成していない」とすることに係り、(一)「なぜ主張・反論しなかったのか」、(二)「どうして主張・反論せずに裁判を勝ち得たのか」、(三)「主張・反論せずに県税でもって代理人弁護士に任せただのか」、(四)「それで主張・反論もなく法的根拠・論理性・合理性・法理性もないのに裁判闘争をなしうるのか」、(五)「文部省是正指導における法的根拠になり得るのか」、それぞれについて求める。

- (3) 2013年3月22日付け《準備書面》を「取得していない」とすることに係り、(一)「なぜ取得していないのか」、(二)「どうして取得せずに裁判に臨めたのか」、(三)「取得せずに全てを代理人弁護士に任せたのか」、(四)「それで審査請求人の裁判闘争を軽くあしらってきたのか」、(五)「以上をもって「日の丸・君が代・元号」(天皇制)強制実施で処分したのか」、(六)「〈準備書面〉とする審査請求人の意思表示・表現の自由・請求権などの侵害であるとする訴えを無視し処分だけはなしたのか」、(七)「保存年限満了により廃棄したため」ではないとすると「何とも処分後の責任・個人情報保護を諮らないのではないか」、それぞれについて求める。
- (4) 当時、実施機関の対応の問題に係り県人事委員会にむけて裁決を求めてきたにもかかわらず、ほぼ実施機関の言い分にそっていたが、(一)「なぜ今度も県人事委員会からの対応・回答・情報提供等がないのか」、(二)「県人事委員会組織そのものに実施機関との関係性があり、客観性・第三者性から逸脱していないか」、(三)「人事委員選出の問題・委員自体の独立性を担保できない問題もありはしないか」、(四)「委員とする社会的立場を踏まえての使命的役割として、憲法あるいは地方自治法ないしは情報公開条例・個人情報保護条例などの逸脱性・違憲性・違反性・違法性などがありはしないか」、それぞれについて求める。
- (5) 実施機関による「本件自己情報不開示決定処分(不存在)には何ら違法・不法な点はない」とする解釈・判断・決定は、「不当・不正・不法であり違憲性・違反性・違法性をはらむ」とする情報公開審査会・個人情報保護審査会による「審査・解釈・判断・裁決」を求める。
- (6) 実施機関の対応・回答において、2013年3月22日付け《準備書面》に関しても情報公開条例・個人情報保護条例にそう情報公開請求・個人情報開示請求にのみにこだわっている。審査請求人は、2013年3月22日付け《準備書面》の事実・内容などに照らして不服申立て(異議申立て)をしての審査請求としていて、2020年9月25日付けの《不服審査請求》とする【趣旨】・【申立事項】・【審査請求事項】に対する対応・回答及び情報の提供並びに説明責任を果たすようにも求めている。したがって「本件不開示処分(不存在)」に対して、情報公開審査会・個人情報保護審査会にむけて「審査・

解釈・判断・裁決」を求めているだけでなく、広島県人事委員会あるいは真の第三者機関にむけての「審査・解釈・判断・裁決」を求めてきているのである。

(7) 実施機関の弁明書において、2013年3月22日付け《準備書面》に係り「3結論」として「本件自己情報不開示決定処分（不存在）には何ら違法・不当な点はない」としているが、①「行政文書」として記録・整理・保管・公開するようにしていないから「…不存在」なのでないか、②「「…不存在」でもよい」とする事由及び県個人情報保護条例等における規定との整合性・合理性・法理性があるか否か、③審査請求人にむけて、過去における分限処分に係り、根拠・証拠をもって情報公開請求に応じた「行政文書・公文書の公開決定」と個人情報開示請求に応じた「自己情報開示決定」でもって説明責任を果たさなくてよいとする事由及び正当性・論拠性・法理性があるか否か、④「…不存在」とすることで、審査請求人の知る権利・個人情報のアクセス権を阻み、分限処分にみる生命・人権・健康・生活・財産等を脅かし、平和的に生存できる環境権を侵害しているのではないか、以上の審査・解釈・判断・裁決をすることを情報公開審査会・個人情報保護審査会に求める。

(8) この事案の対応について、「実施機関は反論等を一切行っていない」とし「…不存在」とする理由にあつて、①なぜ2013年3月22日付け《準備書面》に対する反論等をせず記録・整理・保管などもせずに済ませることができ得るのか、それを証明でき得る証拠並びに正当性・論理性・法理性はあるか否か、②当時は文部省・「文部省是正指導」に従属するのみで、支配され人事で動かされ差配されるのを恐れ、忖度・斟酌・利害得失そして面従腹背による教育行政であったのではないか、記録・整理・保管などはしない「闇の世界」にあつたのではないか、③審査請求人は、「文部省是正指導」と称しての「組合同年休取得・調査票提出問題」とする攻撃から始まり「日の丸掲揚・君が代斉唱・元号表記」強制実施（天皇制問題）の職務命令違反とする処分にあつて、組合つぶし・転向強要・教育介入・賃金減額・不移動人事などによって、個人の尊厳・権利などを侵害されるなど、未だにトラウマとして引き摺っているのではないか。当時の実施機関による学校現場への

攻撃に加担し、それを放置・容認した広島県人事委員会の存在に対する問題性及び違憲性・違反性・違法性を真の第三者機関によって審査・解釈・判断・裁決を求める。

- (9) 以上のように、審査請求人は、2013年3月22日付け《準備書面》でみるような実施機関の悲惨な状況に振り回され、広島県人事委員会においても隷属するばかりの危機的事態にあつて「請求棄却の裁決」となし、不信・疑念・疑惑の渦中に落とし込まれ、審査請求人による情報公開請求・個人情報開示請求に対して「…不存在とする処分」とする「闇の教育界」に放り出される。それら人権侵害事実と問題性及び違憲性・違反性・違法性をはらむとして情報公開審査会・個人情報保護審査会による「審査・解釈・判断・裁決」を求む。加えて【趣旨】【申立事項】【請求事項】に係る無対応・無回答に対しても、真の第三者機関による「審査・解釈・判断・裁決」も求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分をした具体的な理由

- (1) 2013年3月22日付け《準備書面》について

本件自己情報開示請求に係る保有個人情報の内容として審査請求人が引用する2013年3月22日付け《準備書面》とは、審査請求人が実施機関による人事上の処分の取消しを求めて、広島県人事委員会に不服申立てをした際に、その審理の中で審査請求人から提出された文書である。

- (2) 2013年3月22日付け《準備書面》に対する実施機関の対応について

広島県人事委員会での当該審理において、実施機関は、2013年3月22日付け《準備書面》に対する反論等は一切行っておらず、その後、平成25年11月〇日付けで広島県人事委員会により請求棄却の裁決が出されている。

- (3) 当該保有個人情報の不存在

上記(2)のとおりであるから、2013年3月22日付け《準備書面》の記載内容等に対して実施機関が主張等をしてきた論拠・法的根拠等の分かる一

切の資料等に該当する保有個人情報はない。

2 結論

以上のとおりであるから、本件処分には、何ら違法・不当な点はない。

第5 審査会の判断

1 本件請求の捉え方について

審査請求人は、本件請求において、「2013年3月22日付け《準備書面》に記載をしている内容等に係り」、上記第2の1中の①から⑤までに対して「主張等としてきた論拠・法的根拠等の分かる一切の資料等」の開示を求めている（審査請求人が開示を求めているこの保有個人情報を以下「本件請求情報」という。）。

これに対し、実施機関は、本件請求情報は作成又は取得していないとして本件処分を行い、弁明書において、「広島県人事委員会での当該審理において、実施機関は2013年3月22日付け《準備書面》に対する反論等は一切行っていない」と説明している。

上記の「2013年3月22日付け《準備書面》」（以下「別件準備書面」という。）は、本件請求に係る開示請求書に添付されており、その記載内容からすると、実施機関が審査請求人らを戒告処分したことに対して、平成12年に審査請求人らが広島県人事委員会に対して行った不服申立事案（以下「別件不服申立事案」という。）に関して、審査請求人が広島県人事委員会に提出した準備書面であると認められる。

別件準備書面中には、別件不服申立事案における実施機関の過去の主張と読み取れる箇所も見受けられるため、審査請求人は、本件請求において、別件準備書面そのものに対する実施機関の対応のほか、これらの主張についてもその論拠等の分かるものを求めているとも考えられる。

この点について、実施機関に対し、本件請求における対象情報の特定の範囲を確認したところ、本件請求は、令和3年1月21日に審査請求人が広島県の行政情報コーナーへ自己情報開示請求書を持参して行ったものであり、対応した職員が審査請求人から聞き取った聞取票（以下「本件聞取票」という。）

により本件請求の内容が特定できており，特に補正等は指示していないとの回答があった。

そこで，当審査会において，本件聞取票を確認したところ，審査請求人の本件請求の趣旨として，「8年前に，別紙②（別件準備書面を指す。）を踏まえて，教育委員会において，どのような議論や意思形成があったのかを知りたいので，その内容が分かる文書を請求している。記載内容の趣旨を踏まえて，教育委員会の中でどう生かしているのか，過去の積み重ねであるべき教育行政にどう生かし，反映しているのかを知りたい」旨を対応した職員が聞き取ったことが確認できた。

このことから，審査請求人は，別件準備書面を提出した以降に実施機関において行われた議論や意思形成等が分かるものを求めていると解することができるため，実施機関が本件請求の内容を別件準備書面に対して主張等としてきた「論拠・法的根拠等の分かる一切の資料等」と特定したことは適当であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

上記1のとおり，実施機関は，別件準備書面に対する反論等は一切行っていない旨を説明している。

このため，実施機関が別件準備書面に対する反論等を行わないとした決定は，実施機関の中でどのように行われたのか確認したところ，実施機関は，本件請求情報を作成又は取得していない理由として，平成25年3月〇日付けで広島県人事委員会から実施機関に対して別件準備書面が送付された後，当該審理の処分者代理人弁護士と処分者代理人（実施機関事務局職員）との間で口頭による協議を行い，別件準備書面に対する反論等を行わない旨を決定しており，当該協議に係る記録等は作成していない旨の説明があった。

また，争訟手続における代理人に関する規定について確認したところ，不利益処分についての審査請求に関する規則（平成14年広島県人事委員会規則第10号）第15条第1項において，「当事者は，代理人を選任し，及び選任した代理人を解任することができる」と規定されており，同条第3項において，「代理人は，当事者のために，その審査請求に関する一切の行為をすること

ができる」と規定されている。そして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。別件不服申立事案当時の規定)第26条第1項において、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる」と規定されており、同条第3項において、「教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員に委任させることができる」と規定されている。さらに、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(昭和33年教育委員会規則第12号)において、「争訟手続において、当事者として行わなければならない事務」は教育長に委任されている。

これらの規定からすると、別件不服申立事案において代理人として選任された処分者代理人弁護士と処分者代理人(実施機関事務局職員)は、その権限に基づいて別件準備書面に対して反論等を行うか否かを判断できるものと認められる。

また、実施機関に確認したところによると、別件不服申立事案は平成12年に提起され、その後、平成25年に別件準備書面が提出されるまでに、口頭審理は23回行われており、同年8月に第24回口頭審理が開催され、同年11月に裁決が行われている。

このような経緯を踏まえると、実施機関は、別件準備書面が提出されるまでに争訟の当事者として十分な主張を行ってきたことは容易に推認でき、追加の主張をする必要がないのであれば、別件準備書面に対する反論等を行わないことは、争訟手続において十分にあり得ることと考えられる。

そうすると、実施機関が別件準備書面に対する反論等は一切行っておらず、本件請求情報は存在しないと説明することに不自然・不合理な点はない。

したがって、実施機関が本件請求情報は不存在であるとして本件処分を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-----------------------------|--------------|
| 令和3年8月26日 | ・ 諮問を受けた。 |
| 令和4年5月26日 (令和4年度第2回第2部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和4年6月23日 (令和4年度第3回第2部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和4年7月21日 (令和4年度第4回第2部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

| | |
|----------------------|----------|
| 石 井 誠一郎 (部 会 長) | 弁護士 |
| 西 條 潤 | 近畿大学准教授 |
| 山 崎 俊 恵 | 広島修道大学教授 |